

制定 平成19年1月10日 研究科長裁定
一部改正 平成22年7月 7日 合同会議

東北大学工学部・工学研究科の女子学生に係る教育研究支援事業取扱要領

(趣旨)

1. 本学部・研究科は、所属する女子学生が教育研究活動を行った結果、活動が深夜までに及び公共交通機関を利用しての帰宅ができなくなった場合の安全確保のためタクシー利用を推奨することとし、その料金相当額を青葉工業会が支援するものとする。

(対象学生)

2. 本事業の対象となる女子学生は、本学部の学科目を兼担する教授（学部教授会構成員）の研究室に配属されている学部学生及び大学院学生とする。

(支援方法)

3. 女子学生は帰宅に利用したタクシー料金の領収書を別紙の申請書に添付し、指導教員の了解を得たうえで系事務室に申し出るものとする。
4. 系事務室は申請書の内容を確認のうえ、申請書に青葉工業会あての支出依頼文書を添えて教務課長に提出する。
5. 教務課長は、系事務室から提出された申請書等の内容を確認のうえ、青葉工業会に回送する。
6. 青葉工業会は系事務室にタクシー利用料金相当額を支援金として交付し、系事務室は受領後直ちに当該女子学生に手渡すものとする。
7. 系事務室は支援金の受払簿を整備し、授受関係を明らかにする。
8. 教務課長は、半年ごと（4月～9月、10月～3月）に支援状況を教育担当副研究科長に報告し、教育担当副研究科長は、学科長会議及び専攻長会議の合同会議に報告する。

(附則)

改正後の要領は、平成22年7月1日から施行する。